第二条第一項の表第十一号を次のように改める。

11	難治性疾患等克服研究事業	慢性腎臓病（ＣＫＤ）や免疫・アレルギー疾患（移植医療に係るものを含む。）及び根本的な治療法が確立しておらず、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない難治性疾患について、その病態解明、予防、診断、医療の均てん化その他当該疾患対策の向上に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第十二号を第十三号とし、第十一号を次のように改める。

12	慢性の痛み対策研究事業	慢性疼痛対策を推進するため、病態解明、予防、診断、医療の均てん化等に資するための研究事業	一般公募型 指定型

第二条第一項の表第十三号を第十四号とし、第十二号を次のように改める。

13	長寿科学総合研究事業及びその推進事業	高齢者の生活の質の向上及び介護の質の向上を目指し、高齢者に特徴的な疾患、病態等に着目し、早期診断、治療介入プログラム技術及び標準的ケアの確立により、介護予防事業をはじめとする効果的・効率的な介護保険サービス等の提供を推進するための政策的な研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第十四号を第十五号とし、第十三号を次のように改める。

14	認知症対策総合研究事業及びその推進事業	認知症患者に対する医療分野と福祉分野との連携による総合的な対策を一層推進するための実態把握、予防等の施策形成に向けた研究事業及びその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第十五号を第十六号とし、第十四号を次のように改める。

15	障害者対策総合研究事業及びその推進事業	身体障害、知的障害、精神障害及び障害全般に関するリハビリテーション等の適切な支援並びに障害者の総合的な保健福祉施策の推進に資することを目的とする研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第十六号を第十七号とし、第十五号を次のように改める。

16	新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業	感染症対策及び予防接種政策の推進に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、第十八号を削り、第十九号を第十六号とし、第二十号を次のように改める。

20	地域医療基盤開発推進研究事業	地域医療の基盤及び人材の確保、医療安全、医療情報セキュリティ等の医療に関するニーズに対応した良質な医療の合理的かつ効率的な提供に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第二十号を第十七号とし、第十一号を第十八号とし、第二十一号を次のように改める。

23	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業	医薬品、医療機器等の品質検査、安全確保、販売等や献血推進、薬物乱用対策等のほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等に係る政策的な課題について、科学的合理性と社会的正当性に基づいた規制を整備することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第二十二号を第二十一号とし、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号を次のように改める。

25	健康安全・危機管理対策総合研究事業及びその推進事業	地域保健基盤形成に関する対策、水安全対策、生活環境安全対策及び健康危機管理・テロリズム対策の総合的な推進に資することを目的とする研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第十七号とし、第十一号を第十八号とし、第二十一号を次のように改める。

23	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業	医薬品、医療機器等の品質検査、安全確保、販売等や献血推進、薬物乱用対策等のほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等に係る政策的な課題について、科学的合理性と社会的正当性に基づいた規制を整備することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2	医療機器・再生医療等製品実用化研究事業	医療機器及び再生医療等製品の実用化を推進するための研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第四号の次に次の一号を加える。

5	革新的がん医療実用化研究事業	革新的がん医療技術の実用化を推進するための研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第十一号の次に次の一号を加える。

12	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第十三号の次に次の一号を加える。

14	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第十六号の次に次の一号を加える。

17	腎疾患対策研究事業	腎疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第十七号の次に次の一号を加える。

18	呼吸器疾患対策研究事業	呼吸器疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第二十一号の次に次の一号を加える。

22	循環器疾患対策研究事業	循環器疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第二十四号の次に次の一号を加える。

25	糖尿病対策研究事業	糖尿病の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第二十六号の次に次の一号を加える。

27	移植医療対策研究事業	移植医療の推進を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第二十七号の次に次の一号を加える。

28	骨粗鬆症等対策研究事業	骨粗鬆症等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第二十八号の次に次の一号を加える。

29	骨関節疾患対策研究事業	骨関節疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第二十九号の次に次の一号を加える。

30	脳卒中対策研究事業	脳卒中の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第三十号の次に次の一号を加える。

31	心筋梗塞等心血管疾患対策研究事業	心筋梗塞等心血管疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第三十一号の次に次の一号を加える。

32	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第三十二号の次に次の一号を加える。

33	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第三十三号の次に次の一号を加える。

34	精神疾患対策研究事業	精神疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第三十四号の次に次の一号を加える。

35	認知症対策研究事業	認知症の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第三十五号の次に次の一号を加える。

36	骨関節疾患対策研究事業	骨関節疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第三十六号の次に次の一号を加える。

37	脳卒中対策研究事業	脳卒中の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第三十七号の次に次の一号を加える。

38	心筋梗塞等心血管疾患対策研究事業	心筋梗塞等心血管疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第三十八号の次に次の一号を加える。

39	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第三十九号の次に次の一号を加える。

40	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第四十号の次に次の一号を加える。

41	精神疾患対策研究事業	精神疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第四十一号の次に次の一号を加える。

42	認知症対策研究事業	認知症の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第四十二号の次に次の一号を加える。

43	骨関節疾患対策研究事業	骨関節疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第四十三号の次に次の一号を加える。

44	脳卒中対策研究事業	脳卒中の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第四十四号の次に次の一号を加える。

45	心筋梗塞等心血管疾患対策研究事業	心筋梗塞等心血管疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第四十五号の次に次の一号を加える。

46	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第四十六号の次に次の一号を加える。

47	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第四十七号の次に次の一号を加える。

48	精神疾患対策研究事業	精神疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第四十八号の次に次の一号を加える。

49	認知症対策研究事業	認知症の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第四十九号の次に次の一号を加える。

50	骨関節疾患対策研究事業	骨関節疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第五十号の次に次の一号を加える。

51	脳卒中対策研究事業	脳卒中の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第五十一号の次に次の一号を加える。

52	心筋梗塞等心血管疾患対策研究事業	心筋梗塞等心血管疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第五十二号の次に次の一号を加える。

53	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第五十三号の次に次の一号を加える。

54	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第五十四号の次に次の一号を加える。

55	精神疾患対策研究事業	精神疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第五十五号の次に次の一号を加える。

56	認知症対策研究事業	認知症の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第五十六号の次に次の一号を加える。

57	骨関節疾患対策研究事業	骨関節疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第五十七号の次に次の一号を加える。

58	脳卒中対策研究事業	脳卒中の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第五十八号の次に次の一号を加える。

59	心筋梗塞等心血管疾患対策研究事業	心筋梗塞等心血管疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第五十九号の次に次の一号を加える。

60	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第六十号の次に次の一号を加える。

61	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第六十一号の次に次の一号を加える。

62	精神疾患対策研究事業	精神疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第六十二号の次に次の一号を加える。

63	認知症対策研究事業	認知症の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第六十三号の次に次の一号を加える。

64	骨関節疾患対策研究事業	骨関節疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第六十四号の次に次の一号を加える。

65	脳卒中対策研究事業	脳卒中の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第六十五号の次に次の一号を加える。

66	心筋梗塞等心血管疾患対策研究事業	心筋梗塞等心血管疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第六十六号の次に次の一号を加える。

67	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第六十七号の次に次の一号を加える。

68	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第六十八号の次に次の一号を加える。

69	精神疾患対策研究事業	精神疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第六十九号の次に次の一号を加える。

70	認知症対策研究事業	認知症の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第七十号の次に次の一号を加える。

71	骨関節疾患対策研究事業	骨関節疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第七十一号の次に次の一号を加える。

72	脳卒中対策研究事業	脳卒中の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第七十二号の次に次の一号を加える。

73	心筋梗塞等心血管疾患対策研究事業	心筋梗塞等心血管疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第七十三号の次に次の一号を加える。

74	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第七十四号の次に次の一号を加える。

75	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第七十五号の次に次の一号を加える。

76	精神疾患対策研究事業	精神疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第七十六号の次に次の一号を加える。

77	認知症対策研究事業	認知症の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第七十七号の次に次の一号を加える。

78	骨関節疾患対策研究事業	骨関節疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第七十八号の次に次の一号を加える。

79	脳卒中対策研究事業	脳卒中の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第七十九号の次に次の一号を加える。

80	心筋梗塞等心血管疾患対策研究事業	心筋梗塞等心血管疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第八十号の次に次の一号を加える。

81	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第八十一号の次に次の一号を加える。

82	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第八十二号の次に次の一号を加える。

83	精神疾患対策研究事業	精神疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第八十三号の次に次の一号を加える。

84	認知症対策研究事業	認知症の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第八十四号の次に次の一号を加える。

85	骨関節疾患対策研究事業	骨関節疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第八十五号の次に次の一号を加える。

86	脳卒中対策研究事業	脳卒中の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第八十六号の次に次の一号を加える。

87	心筋梗塞等心血管疾患対策研究事業	心筋梗塞等心血管疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第八十七号の次に次の一号を加える。

88	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第八十八号の次に次の一号を加える。

89	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第八十九号の次に次の一号を加える。

90	精神疾患対策研究事業	精神疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第九十号の次に次の一号を加える。

91	認知症対策研究事業	認知症の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第九十一号の次に次の一号を加える。

92	骨関節疾患対策研究事業	骨関節疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第九十二号の次に次の一号を加える。

93	脳卒中対策研究事業	脳卒中の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第九十三号の次に次の一号を加える。

94	心筋梗塞等心血管疾患対策研究事業	心筋梗塞等心血管疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第九十四号の次に次の一号を加える。

95	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第九十五号の次に次の一号を加える。

96	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第九十六号の次に次の一号を加える。

97	精神疾患対策研究事業	精神疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第九十七号の次に次の一号を加える。

98	認知症対策研究事業	認知症の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第九十八号の次に次の一号を加える。

99	骨関節疾患対策研究事業	骨関節疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第九十九号の次に次の一号を加える。

100	脳卒中対策研究事業	脳卒中の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百号の次に次の一号を加える。

101	心筋梗塞等心血管疾患対策研究事業	心筋梗塞等心血管疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百一号の次に次の一号を加える。

102	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百二号の次に次の一号を加える。

103	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百三号の次に次の一号を加える。

104	精神疾患対策研究事業	精神疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百四号の次に次の一号を加える。

105	認知症対策研究事業	認知症の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百五号の次に次の一号を加える。

106	骨関節疾患対策研究事業	骨関節疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百六号の次に次の一号を加える。

107	脳卒中対策研究事業	脳卒中の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百七号の次に次の一号を加える。

108	心筋梗塞等心血管疾患対策研究事業	心筋梗塞等心血管疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百八号の次に次の一号を加える。

109	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百九号の次に次の一号を加える。

110	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百十号の次に次の一号を加える。

111	精神疾患対策研究事業	精神疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百十一号の次に次の一号を加える。

112	認知症対策研究事業	認知症の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百十二号の次に次の一号を加える。

113	骨関節疾患対策研究事業	骨関節疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百十三号の次に次の一号を加える。

114	脳卒中対策研究事業	脳卒中の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百十四号の次に次の一号を加える。

115	心筋梗塞等心血管疾患対策研究事業	心筋梗塞等心血管疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百十五号の次に次の一号を加える。

116	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百十六号の次に次の一号を加える。

117	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百十七号の次に次の一号を加える。

118	精神疾患対策研究事業	精神疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百十八号の次に次の一号を加える。

119	認知症対策研究事業	認知症の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百十九号の次に次の一号を加える。

120	骨関節疾患対策研究事業	骨関節疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百二十号の次に次の一号を加える。

121	脳卒中対策研究事業	脳卒中の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百二十一号の次に次の一号を加える。

122	心筋梗塞等心血管疾患対策研究事業	心筋梗塞等心血管疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百二十二号の次に次の一号を加える。

123	免疫アレルギー疾患等研究事業	免疫アレルギー疾患等の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百二十三号の次に次の一号を加える。

124	肝炎等克服政策研究事業	肝炎等の克服を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百二十四号の次に次の一号を加える。

125	精神疾患対策研究事業	精神疾患の病態解明、予防、診断、治療法の開発及び医療の質の向上を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第二条第一項の表第百二十五号の次に次の一号を加える。

126	認知症対策研究事業	認知症の病態解明、予防、